

大阪市東淀川区役所
広告付き電子番号表示機等設置及び
広告掲載業務事業者の募集要項

令和 8 年 9 月
大阪市東淀川区役所

区の新たな財源を確保し、区民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、行政財産を活用した広告事業を行うこととし、次のとおり募集します。

1 施設の概要

(1) 名称

大阪市東淀川区役所

(2) 住所

大阪市東淀川区豊新2丁目1番4号

(3) 庁舎開庁時間

- ・月曜日～木曜日、第4日曜日 午前9時～午後5時30分（第4日曜日は一部の担当のみ）
- ・金曜日 午前9時～午後7時（午後5時30分～午後7時は一部の担当のみ）
- ・その他、臨時開庁日（年度末・年度始めの日曜日で大阪市が定める日等）
- ・土曜日、上記以外の日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は閉庁

2 募集内容

(1) 募集広告媒体

機器等	数量	備考	最低使用料
受付番号表示用モニター	2台	住民情報 1台、保険年金 1台	27,000円 (月額・税抜き)
交付番号呼び出しモニター	2台	住民情報 1台、保険年金 1台	
行政情報及び広告用モニター	2台	住民情報 1台、保険年金 1台	
番号発券機	2台	住民情報 1台、保険年金 1台	
受付番号呼出機	15台	住民情報 10台、保険年金 5台	
受付番号呼出用個別表示機	7台	住民情報 5台、保険年金 2台	
交付番号呼出機	2台	住民情報 1台、保険年金 1台	
WEB機能	1式		
スピーカー	1台	保険年金 1台	
バックヤードPC	1台	保険年金 1台	
広告用モニター	1台	1階エレベーターホール	
行事案内用モニター	1台	1階エレベーターホール	
広告用ポスターパネル	6枠	B1縦 1階4枠 2階2枠	

※ 設置する機器の詳細については、別紙1「大阪市東淀川区役所広告付き電子番号表示機等設置及び広告掲載業務仕様書」のとおり

(2) 設置内容

別紙1「大阪市東淀川区役所広告付き電子番号表示機等設置及び広告掲載業務仕様書」のとおり

(3) 設置場所

大阪市東淀川区役所 1 階 窓口サービス課（住民情報） 待合

大阪市東淀川区役所 1 階 窓口サービス課（保険年金） 待合

大阪市東淀川区役所 1 階 エレベーターホール

大阪市東淀川区役所 2 階 廊下壁面

(4) 設置事業者の施設使用形態

設置事業者は、広告付き電子番号表示機等設置場所として使用する部分について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づく行政財産使用許可（以下「使用許可」という）を本市より受けて使用します。

(5) 使用許可の期間

使用許可の期間は令和 9 年 2 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとします。ただし、当初許可の日から 5 年を超えない範囲（令和 14 年 1 月 31 日）で年度ごとに更新することができます。

更新しない場合は、許可期間終了の 3 か月前までに書面にて意思表示をしてください。更新する場合には、許可期間終了の 30 日前までに継続申請を書面で行ってください（※当区の施設利用上の理由等により、必ずしも更新ができるものではありません）。

(6) 使用料

本市が定める最低使用料（月額・税抜き）以上で価格提案のあった最高の価格をもって使用料とします。なお、使用料は使用許可日からの負担とします。応募価格は、月額使用料（税抜き）を記入してください（電気代相当額については、別途徴収しますので含まないでください）。

なお、使用料の納付は、使用許可期間分の使用料を本市が指定する期間までに全額前納するものとします。

3 掲載できない広告

大阪市行政財産広告取扱規則第 3 条及び大阪市東淀川区長所管の広告媒体に係る広告掲載要領第 4 条及び第 5 条の規定に該当するもの。

4 応募資格

次の条件をすべて満たす事業者（法人）に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 11 第 1 項において準用する同令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 応募申込みの日から事業者決定の日までの期間について、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていない者であること。
- (3) 広告代理業又はそれに準じる広告掲載に関する業務について、3 年以上の実績を有している者であること。
- (4) 本事業の趣旨・目的に賛同し、継続的に広告事業を取り扱うことができる者であること。
- (5) 国税及び大阪市税の未納がないこと。
- (6) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定す

る暴力団でないこと。

(8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。

(9) 本市が実施した各種公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。

(10) 大阪市内又は近隣市町村に本店又は支店・営業所があること。

5 応募申込手続等

(1) 応募申込期間等

ア 募集要項掲載期間

令和8年9月17日(木)～令和8年11月5日(木)

イ 申込受付期間

令和8年9月17日(木)～令和8年10月30日(金)

午前9時から午後0時15分、午後1時～午後5時

なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

ウ 申込受付場所

〒533-8501 大阪市東淀川区豊新2丁目1番4号(東淀川区役所3階31番窓口)

担当：大阪市東淀川区役所 企画総務課(総務) 柳澤・迫本

電話：06-4809-9941

(2) 申込みに必要な書類・部数

名称	部数	内容
応募申込書	1部	所定の様式に必要事項を記入
誓約書	1部	所定の様式に必要事項を記入
誓約書(暴力団関係)	1部	所定の様式に必要事項を記入
印鑑証明書	1部	発行後3カ月以内のものに限ります。
現在事項証明書の写し	1部	発行後3カ月以内のものに限ります。
国税及び大阪市税の未納の税額がないことの証明書	1部	・国税は、納税証明書(その3又はその3の3)に限る。 ・大阪市税は、市民税、固定資産税・都市計画税(土地・家屋)の未納の税額がないことの証明書の写し ※国税、大阪市税とも、発行後3カ月以内のものに限ります。
会社概要	1部	本要項「4-(3)」にかかる業務実績について記載したもの。(様式自由)※会社パンフレットなど事業内容が判断できるもの
設置予定機器の仕様書	1部	設置予定機器の仕様が分かるもの(様式自由)

(3) 申込みの手続き

受付期間内に、申込みに必要な書類を申込受付場所に持参又は郵便等により提出してください。

6 質疑書の提出及び回答

(1) 受付期間

令和8年9月17日(木)～令和8年10月23日(金)午後5時まで

(2) 提出方法

本募集要項に関する質問については質疑書を下記アドレスに電子メールにて提出してください。
質疑書以外での質問は受け付けません。

電子メール送信先 tm0001@city.osaka.lg.jp 東淀川区役所企画総務課(総務)

※電子メールの件名は「広告付き電子番号表示機等設置及び広告掲載業務質疑書」としてください。

(3) 質問回答予定 令和8年10月28日(水)

回答要旨は令和8年10月28日(水)から令和8年11月5日(木)まで大阪市東淀川区役所ホームページ「入札契約情報>入札契約に関するお知らせ」に掲載します。ただし、質問がない場合は掲載しません。

7 価格提案書の提出及び設置事業者の決定

(1) 価格提案書の提出及び審査日時

提出：令和8年11月5日(木) 午前10時～午前10時30分

審査：令和8年11月5日(木) 午前10時30分～

※前掲5の応募申込手続を終えていない方は価格提案書の提出はできません。

(2) 価格提案書の提出及び審査の場所

大阪市東淀川区役所 3階 302会議室

(3) 提出書類等(当日持参するもの)

ア 価格提案書

イ 委任状(代理人により応募しようとする場合)

ウ 実印(代理人により応募しようとする場合は委任状に押印した印鑑)

(4) 価格提案書の投函方法

応募資格者は、価格提案書に必要な事項を記入し、記名押印の上、入札箱に投函してください。

なお、応募は代理人名で代理人に行わせることができます。その際には、委任状を価格提案書と一緒に入札箱へ投函してください。

(5) 応募価格の表示

応募価格は、月額使用料(税抜き)を表示してください。

(6) 価格提案書の書換え等の禁止

応募資格者は、入札箱に投函した後は、価格提案書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(7) 価格提案審査

- ア 価格提案審査は、価格提案書の投函締め切り後、直ちに応募資格者立会いのもとで行います。
- イ 応募資格者が価格提案審査に立ち会わないときは、当該価格審査事務に関係のない本市職員を立ち合わせます。
- ウ 価格提案審査に立ち会わなかった場合は、審査の結果について異議を申し立てることはできません。なお、価格提案審査の当日価格提案書を投函しなかった者又は価格提案書提出期限に遅刻した者は、棄権とみなします。

(8) 価格提案書の無効

- ア 最低使用料（月額・税抜き）を下回る価格によるもの。
- イ 応募参加資格がない者が価格提案したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が価格提案したもの。
- ウ 指定の日時までに提出しなかったもの。
- エ 応募資格者の記名押印がないもの。
- オ 本市が指定した価格提案書を用いずにしたもの。
- カ 同一価格提案審査について応募資格者又はその代理人が2以上の価格提案をしたときは、その全部のもの。
- キ 同一価格提案審査について応募資格者及びその代理人がそれぞれ価格提案したときは、その双方のもの。
- ク 同一価格提案審査について他の応募資格者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として価格提案したときはその全部のもの。
- ケ 応募価格又は応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
- コ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。
- サ 価格提案審査に関し不正な行為を行った者がしたもの。
- シ その他価格提案審査に関する条件に違反したもの。

(9) 設置予定事業者の決定

設置予定事業者の決定は、**本市が設定する最低使用料以上で最高の価格をもって有効な価格提案を行った者としてします。**

なお、設置予定事業者には価格提案審査終了後、引き続き使用許可手続きの説明を行います。

(10) くじによる設置予定事業者の決定

- ア 最高となるべき同価の価格提案書の投函をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより設置予定事業者を決定します。
- イ 当該応募資格者のうち、くじを引かない者がある場合（郵便等による入札含む）は、本市が指定した者（価格審査事務に関係のない職員）が応募資格者にかわってくじを引き、設置予定事業者を決定します。

(11) 審査結果の公表

設置予定事業者を決定したときは、その者の事業者名及び応募価格を、設置予定事業者を決定しないときは、その旨を価格提案審査に立ち会った応募申込者に公表します。

審査決定後の問い合わせに対しては、設置予定事業者名及び決定価格を回答するとともに、東淀川区役所のホームページに決定金額及び設置予定事業者名を掲載します。

(12) 価格提案審査の中止

不正な価格提案が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止、又は価格提案審査期日を延期することがあります。

8 設置予定事業者の手続き

設置予定事業者決定後、細部について協議を行ったうえで、使用許可申請書等を提出してください。
なお、許可等は応募申込書に記された名義で行います。

9 設置予定事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- (2) 設置予定事業者が応募者の資格を失った場合。
- (3) その他設置予定事業者が本件使用許可の相手方として不適当と認められる場合。

10 必要経費の負担

- (1) 応募申込及び使用許可等の手続きに関する一切の費用については、応募申込者又は設置予定事業者の負担となります。
- (2) 電気を使用する際には、別途東淀川区役所が発行する納入通知書により電気使用料を納入期限までに納入していただきます（電気使用料は設置する機器の定格消費電力等により東淀川区役所で算定します）。
- (3) 設置にかかる費用、撤去費用、保守運営にかかる費用等一切の費用は設置事業者に負担していただきます。

11 その他

- (1) 応募者は、この募集要項及び仕様書を熟読し、疑義があればよく質し、これを了知のうえ価格提案に臨んでください。事業予定者決定後において、この募集要項等の内容について、不明又は錯誤を理由に異議を申し立てることはできません。
- (2) 支払われた使用料は返還しません。ただし、本市の責めに帰すべき理由で広告を掲載できなかった場合は、別途協議するものとします。
- (3) 本要項に定めることのほか、別途協議が必要な事項が生じた場合は、その都度東淀川区役所と協議してください。

12 本要項に関する問い合わせ先

担当：大阪市東淀川区役所 企画総務課（総務） 柳澤・迫本

住所：大阪市東淀川区豊新2丁目1番4号（東淀川区役所3階31番窓口）

電話：06-4809-9941

設置までのスケジュール

募集要項の公開（令和 8 年 9 月 17 日）



応募申込書・質疑書の受付開始（令和 8 年 9 月 17 日）



質疑書の提出期限（令和 8 年 10 月 23 日）



質疑書の回答予定（令和 8 年 10 月 28 日）



応募申込書の提出期限（令和 8 年 10 月 30 日）



価格提案審査・設置予定事業者の決定
（令和 8 年 11 月 5 日）



使用許可申請の手続き



使用許可書の交付



使用許可の開始（令和 9 年 2 月 1 日）